

平成28年労第201号

主 文

本件再審査請求を棄却する。

理 由

## 第1 再審査請求の趣旨及び経過

### 1 趣 旨

再審査請求人（以下「請求人」という。）の再審査請求の趣旨は、労働基準監督署長（以下「監督署長」という。）が平成〇年〇月〇日付けで請求人に対してした労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号。以下「労災保険法」という。）による療養補償給付及び休業補償給付並びに同年〇月〇日付けでした労災保険法による休業補償給付をそれぞれ支給しない旨の処分を取り消すとの裁決を求めるというにある。

### 2 経 過

請求人は、平成〇年〇月〇日、A所在のB会社に雇用され、ルートセールス業務に従事していたが、平成〇年〇月〇日から納品作業も行うようになり、請求人によれば、同年〇月初旬、右肩から右母指にかけて違和感を自覚し始めたとして、同月〇日、C病院に受診し、「右肩関節痛、頸部神経根症、右上腕骨外側上顆炎」と診断され、同月〇日、D病院に受診し、「右肩関節周囲炎、右上肢神経炎、頸椎症」と診断された。

請求人は、上記傷病を発症したのは業務上の事由によるものであるとして、監督署長に療養補償給付及び休業補償給付を請求したところ、監督署長は、請求人に発症した傷病は業務上の事由によるものとは認められないとして、これらを支給しない旨の処分をした。

請求人は、これらの処分を不服として、労働者災害補償保険審査官（以下「審査官」という。）に審査請求をしたが、審査官は、平成〇年〇月〇日付けでこれを棄却したので、請求人は、更にこの決定を不服として、本件再審査請求に及んだものである。

## 第2 再審査請求の理由

(略)

### 第3 原処分庁の意見

(略)

### 第4 争点

本件の争点は、被災者に発症した傷病が業務上の事由によるものであると認められるか否かにある。

### 第5 審査資料

(略)

### 第6 事実の認定及び判断

#### 1 当審査会の事実の認定

(略)

#### 2 当審査会の判断

(1) 請求人は平成〇年〇月〇日に右上腕骨外側上顆炎等を発症したものと認められるところ、上肢作業による疾病の業務上外の判断に当たっては、労働省（現：厚生労働省）労働基準局長は、「上肢作業に基づく疾病の業務上外の認定基準について」（平成9年2月3日付け基発第65号。以下「認定基準」という。）を策定しており、当審査会としてもこれを妥当なものと考えことから、以下、認定基準に基づき検討する。

(2) 請求人の業務のうち、商品の納入業務は上肢等に負荷のかかる作業と認められるが、請求人が当該業務に就いたのは、平成〇年〇月〇日から同年〇月〇日の〇日間のうち〇日である。これは、認定基準に定める「6か月程度以上」との要件には満たないものである。

なお、認定基準においては腱鞘炎等の傷病については、短期間に集中的に過度の負担がかかった場合には発症することがあるとされているが、この点、請求人は、5kg前後の重量物の運搬、積卸し作業だけではなく、台車15kgの積卸し作業等も上肢に負担がかかり受傷につながった旨述べているものの、当審査会としては、運搬物の重量、荷上げの高さや運搬距離、運搬の頻度を斟酌すると、いずれの作業も、上肢に過度の負担のかかるものではなく、短期間において集中的に過重な業務に従事したとは認められないものと判断する。

また、請求人及び再審査請求代理人（請求人及び再審査請求代理人を併せて、以下「請求人ら」という。）は、同種労働者に比して発症前に業務量が過重にな

ったと主張しているが、決定書に説示するとおり、請求人らが同種労働者と主張する労働者は、請求人と同様な上肢作業を行っている同種労働者とは認められないため、請求人らの主張は、採用できない。

以上のことから、当審査会としても、認定要件の「発症前に過重な業務に就労したこと」との要件は満たしていないものと判断する。

(3) また、各医師の意見をみると、E医師は、平成〇年〇月〇日付け意見書において、右肩関節痛及び右頸部神経根炎については発症機序は不明とし、右上腕骨外上顆炎については手指手関節の過度な伸展動作により発症したと考えると述べているが、F医師は、同年〇月〇日付け意見書において、「頸部神経根炎症によりC6領域の知覚障害、腱反射亢進が認められるが、作業上頸部に荷重のかかる様な仕事は認められない。5kg前後の重量物の運搬・積み込み・積み卸しを〇日間行っているが、その作業内容は手関節・手指に負担のかかるものとは考えにくい。よって右上腕骨上顆炎（外側）の原因とは思料されない。」と述べている。

当審査会としては、上記（2）のとおり、請求人が上肢に負担のかかる作業に相当期間従事したものと認められないことから、F医師の上記意見は妥当であり、請求人に発症した傷病は業務上の事由によるものとは認められないものと判断する。

(4) なお、請求人らのその余の主張についても子細に検討したが、上記判断を左右するものは見いだすことはできなかった。

3 以上のとおりであるので、監督署長が請求人に対してした療養補償給付及び休業補償給付を支給しない旨の処分は妥当であって、これらを取り消すべき理由はない。

よって主文のとおり裁決する。